

明代市舶太監の創設とその変遷——嘉靖期の裁革と税監の設置をめぐる

大川 沙織

はじめに

明代は宦官の勢力が拡大した時代のひとつとして知られている。中国では杜婉言氏、余華青氏、王春瑜氏らが宦官制度史の研究の核心をなしており、諸氏の研究では明代は中央における宦官二十四衙門の設置や宦官の職務の多さから、宦官制度史上他に類を見ない時代と評価されている¹⁾。明代の宦官の職務が拡大した例として挙げられるのが、宮廷の外へ差遣される宦官の存在である。監察、監軍、徴税など様々な任務を負った宦官が各地へ派遣されていた。このうち、市舶司に派遣された市舶太監や、九辺鎮をはじめとする要衝に派遣され、軍の監督を行った鎮守太監は、現在研究が進みつつあるテーマである。朝貢体制の堅持と、モンゴル勢力に対する防備は明一代を通じて重要な政治課題であり、市舶司、九辺鎮を始めとする軍事拠点に派遣された宦官の存在は、朝貢体制や辺防においても無視できない存在になっている。

本稿が取り上げる市舶太監に関するまとまった唯一の専論は、中国の王川氏による『市舶太監与南海貿易—広州口岸史研究』（人民出版

社 二〇一〇年）だけであるが、単発の論文は複数見られる²⁾。中国での市舶太監の評価は、市舶司が司る朝貢体制と、萌芽し始めた民間海外貿易の発展を阻害したのが市舶太監であるという結論におおかた集約され、宦官制度史上に位置付けられることはあまりない。市舶太監の詳細な職務がほとんどわからず、その弊害を説いた史料に頼らざるを得ないことや、明末の徴税を目的に各地へ派遣された税監を市舶太監と同一視して論じている事がある原因であろう。

一方、日本での市舶太監の研究はまだないが、市舶太監と同様に宮廷の外へ派遣された鎮守太監の研究がいくつか見られる。野田徹氏は、宦官の職務を整理分類し、鎮守太監の職掌を次のように位置付ける。ここで、明代の宦官制度の特徴をあきらかにしようとした。宦官が古来職務としてきた皇帝や皇妃の衣食住、物品管理、門番などを内務職、それ以外の職を特務職とし、特務職をさらに監察、監軍、徴税の三種に分類したうえで、鎮守太監は監軍、鉞税・織造・焼造・珠池太監と市舶太監は徴税の担当官であったとした³⁾。ここでは、宮廷外へ差遣された宦官の職務内容とともに、派遣の形態にも着目して、市舶太監を分析し、明代の宦官制度の特徴を提示したい。

第一章 市舶太監制度の創出と朝貢貿易監視体制

第一節 明初の宦官政策と市舶太監の派遣形態

洪武年間（一三六八―一三九八）は、宦官が政治に関与することが厳しく禁じられ、皇帝自らが宦官の使用に慎重であった反面、いわゆる宦官二十四衙門が徐々にその形を整えていった時期に当たる。また、宦官の外差の例も散見され、宦官の派遣が盛んに行われるようになる永楽期に道をつけた時期でもあろう。

すでに、呉元年（一三六七）には、内使監、皇門官が設置され、これから宦官衙門の編成がはじまった。このうち宦官の主たる役所となる内使監には、監令正四品、丞正五品、奉御従五品、内使正七品、典簿正八品の品階が設定された。後に、内使監に加えて、御用監が増設された。品階も、監令正三品、丞従三品、奉御正六品、典簿正七品と、奉御以外の官の品階が以前より高くなった。同時に、尚宝兼守殿、尚冠、尚衣、尚佩、尚履、尚葉、紀事等の職務に奉御が⁴あてられた。洪武二年には、内使監に奉御を六十名置くと改められ、尚冠、尚衣などの職を⁵あたえられた。つまり、尚宝兼守殿をはじめとする皇帝の身の回りの世話を焼く役職が、内使監に吸収されたのである。さらにこの時、尚酒、尚醋、尚麵、尚染の四局と御馬、御用の二司も置かれることとなった。⁶洪武四年、吏部に命じて内使監をはじめとする宦官の品階を定めた。内使監令は正五品に、尚宝奉御は従六品に、以下、尚冠、尚衣、尚佩、尚履、尚葉、紀事、執膳、司脯、司香、太廟司香、涓潔の十一の奉御は正七品となった。⁶

いわゆる宦官二十四衙門、十二監、四司、八局という機構のうち、

内官監、神宮監、尚宝監、尚衣監、尚膳監、司設監、司礼監、御馬監、直殿監の九監を設置したのが、洪武十七年である。⁷ 当時は、内官監がその他の宦官衙門を統轄する役目を担っていた。洪武二十八年に印授監、孝陵神宮監の二監が増設され、各監に太監正四品一人、左右少監各従四品各一人、左右監丞正六品各一人、長隨、奉御正六品を置いた。⁸ 洪武三十年には、先の十一監に都知監が加えられて「十二監」が完成した⁹ほか、監丞は正五品の官になった。司礼監が宦官機構の頂点に立ち、その他の宦官の衙門を統轄していくのは、少なくとも宣德期（一四二六―一四三四）を待たねばならない。¹⁰ このようにして内廷での宦官機構が整備されていく一方で、宦官の外差も行われはじめる。¹¹

まず、洪武期に見られたのが、琉球、占城など諸外国への出使である。当時、明は近隣諸外国に対して積極的に入貢を促していた。洪武十五年琉球の中山王が入貢し、その使節が帰国するのを送っており、また三山の王が覇権を争って交戦状態になった時も、内使監承梁民を遣わし、その仲裁をさせている。洪武十九年、二十年には宦官に占城の朝貢使節を見送らせたり、¹² はなむけの宴席を設け、帰国の旅費を与えさせたりしている。

明は洪武七年に、倭寇が跳梁する中、明州（浙江）、泉州、広東の三市舶司を廃止している。廃止された明極初の市舶司は、宋元時代のそれと同じく民間貿易を管理するもので、朝貢使節の応対をする役割は担っていないもの¹³の、市舶司が廃止された事によって、民間貿易と朝貢使節が厳しく分けられる状況下で、朝貢国の接待に宦官が使われていたことは明らかである。

その他散見されるのは、軍事行動の監視や交易を任された宦官であ

る。例えば、『弇山堂別集』中宦考卷一に、

洪武二十五年二月己丑、尚膳太監而聶、司札監太監慶童を遣りて勅を齎し、往きて陝西河州等衛所の番族を諭さしめ、其れをして馬を輸せしめ、茶を以てこれに給う。⁽¹⁴⁾

という史料が見える。また、『国権』卷六には、

洪武十一年十月庚子朔戊申、内臣呉誠を遣りて総兵官指揮楊仲名の行営に詣らしめ、方略を觀さしむ。⁽¹⁵⁾

というように、外差の宦官らの記録が残されている。

このほか、宦官は士人と共に差遣される場合もあった。洪武十年には、商税を定額どおりに収めていない地域が一七八ヶ所あるとの戸部の上奏に、宦官、国子監監生、戸部の委官の三人を派遣し、その実態を調査させ、定額を取り決めるようにと命が下されている。⁽¹⁶⁾ このように士人と共に派遣する形態をとるものは、宦官に官僚の行動を監視させる目的があったと考えられる。

洪武年間の宦官の差遣には、宦官のみが命をうけ外差される臨時的な要素が強いものと、宦官が士人の官僚を監視する二つの形態に大別できる。これらの宦官の職務は一時的なもので、任務が終わればすぐに職を解かれ、宮廷に戻っていたものと考えられる。

永楽期（一四〇三～一四二四）に入り、諸外国への出使の任は、鄭和をはじめとした多数の宦官が担った。明へ入貢する諸外国の使節が増加し、永楽元年には二十九年ぶりに市舶司が再び設置され、市舶提挙使がそれを司ることになった。⁽¹⁷⁾ それと時をほぼ同じくして、市舶司に宦官が差遣された。⁽¹⁸⁾ これが市舶太監である。市舶太監は、洪武期の監察を目的にして士人とともに任務に就いた宦官と同じ派遣形態で、

洪武期の宦官政策が、永楽期にも引き継がれてきたと考えられる。市舶太監は、市舶提挙使が掌る朝貢とそれに伴う貿易を監視監督することになったのである。以降、嘉靖二十六年ごろ（一五九八ごろ）に市舶司を兼任した鎮守太監が廃止されるまで、市舶太監は断続的に差遣されつづけることになる。

外差された宦官には、市舶太監の他に、地方の軍事を司った鎮守太監があり、永楽末から宣徳初期にかけて常設化された。⁽¹⁹⁾ 北辺をはじめとする要害の地にはすでに鎮守総兵官などの武官が配置されており、そこへさらに宦官が派遣されたのである。宣徳五年（一四三〇）以降は文官である巡撫も派遣され、鎮守総兵官、鎮守太監、巡撫の三者が並立する体制ができた。⁽²⁰⁾ 市舶司が置かれた浙江・福建・広東では、市舶太監と鎮守太監の両者は関係が深いポストで、兼任されることもあった。これについては第二章で詳しくふれたい。

正統（一四三六～一四四九）以降は、採造（宮廷内の調度品の調達）⁽²¹⁾ の為に宦官が多数宮廷の外へと派遣される他、珠池の監守、商税の徴収を行う宦官も見られるようになる。これを税監という。特に万暦年間（一五七三～一六一九）に各地へ大量に派遣された税監は、「市舶」や鉅税を徴収するほか、民衆から苛斂誅求したので、民衆が起こったほどである。宦官制度史の先行研究では、万暦年間の税監で「市舶」に関わった宦官も市舶太監とみなして論じることが多い。⁽²²⁾ ただし、これについては宦官の派遣形態と目的から再考を要するだろう。

第二節 市舶太監の職掌

市舶太監として各地の市舶司へ赴任した宦官は、内廷の宦官衙門に

籍を置く者があてられた。『福建市舶提挙司志』は、福建に差遣された歴代市舶太監の出自や経歴を留める史料である。それによると、永楽年間に差遣された楊斌、梁著は、洪武年間に宦官として宮中に入り、「奉御に歴陞す」とある。⁽²³⁾ 洪武年間における奉御の身分は従五品から正七品の間を推移し、最終的に正六品に定められた。楊斌、梁著は、品秩は決して高くはないが、宮中の宦官機構でキャリアを積んだ後に市舶太監として差遣されたのである。

その後、成化年間（一四六五～一四八七）にいたるまでは、少監や監丞などが市舶太監に任命されるようになり、弘治年間（一四八八～一五〇五）以降は、市舶太監のほとんどが太監出身者で占められるようになった。（表Ⅲ—a参照）市舶提挙使が従五品の官であったのに対して、洪武三十年以降は太監正四品、少監従四品、監丞正五品、奉御正六品であるから、奉御出身の市舶太監であれば市舶提挙使の身分に及ばないということもあつただろうが、奉御出身者は福建の場合、永楽初年の市舶太監楊斌、梁著と、成化年間の蒙信のみで、あとは少監や太監クラスの者ばかりである。⁽²⁴⁾ それ以降は、市舶太監が市舶提挙使よりも位が高いという状態が続いたのである。これが市舶太監が市舶司での実権を握っていく原因の一つとなつたことは想像に難くないであろう。残念ながら、浙江と広東の市舶太監については、その出自出身衙門、身分がわかる史料がほとんどないのだが、おそらく福建と同様の人事が行われたと考えられる。

ところで、市舶太監は、赴任に伴い、市舶司とは異なる独自の衙門を建造し、それらは市舶太監府や提督市舶衙門と呼ばれ、省城に置かれていた。広東の場合は、市舶司が省城である広州に置かれており、

市舶太監府もまたこの地に設けられた。明初には広州府の南方の川沿いにあつたとされ、のちに郡西の仙湖に移された。⁽²⁵⁾ 福建は成化年間に入るまで、市舶司が泉州におかれていた。この間も市舶太監府は福州にあつたようである。明初、布政司の西南に位置した法光寺の東に建てられた市舶太監府は、成化八年に泉州から福州へ移転した市舶司の附近にあつたという。のち成化十六年に同地の市舶太監章査によつて光沢坊内の織染局があつた場所に移転された。⁽²⁶⁾ 浙江の市舶太監府は杭州にあり、宋代の宮跡に建設されていた。⁽²⁷⁾ 市舶太監らは、朝貢使節到着の報を受けると、ここから寧波にある市舶司に赴いたのだろうと考えられる。

各地の布政使の下に置かれた市舶提挙使が担当した実務というのは一体どういうものであるか。『明史』卷七十五、職官志四によると、海外諸番の朝貢市易の事を掌り、其の使人の表文、勘合の真偽を弁じ、通番を禁じ、私貨を征し、交易を平らぎ、その出入を閑ぎ⁽²⁸⁾ 慎んで之を館穀す。

とある。朝貢使節の表文や勘合の真偽を検査すること、朝貢以外の民間貿易を禁じた。また、付帯貨物を買上げ、諸外国の往來を取締り、朝貢使節を厚くもてなすことが職責とされた。

市舶太監の実務については、宝徳三年（一四五二、明の景泰二年）に日本から派遣され、翌年明に入った朝貢使節団の記録である『允澎入唐記』⁽²⁹⁾ がすべてを物語ってくれる。同史料は、市舶太監の朝貢に関する職務内容を伝える記述が多くみられる。宝徳三年、瀬戸内海を経て博多、平戸、五島から外洋に出た朝貢使節一行は、翌年の四月十日、浙江定海県へ到着した。一行は沿海部の警戒にあたる総兵官らに護衛

されて、二十日には寧波府入りを果たした。記録では、そのとき陳某という宦官が允澎らを出迎え、朝貢使節が滞在する安遠駅に案内した。駅内には、嘉賓堂という名の建物があり、彼等は乗ってきた船ごとに部屋分けされ、ここに寝泊りした。この陳某という人物こそ市舶太監であり、日本使節の滞在中には朝貢使節の接待や貨物の検査には、責任者として顔を出すことになる。

翌日二十一日には、觀光堂にて允澎等の接待が行われている。以後も宴は、使節が北京へ上った後、また寧波へ帰還し、帰国の途に就くまで機会があることに開催される。それらは、市舶太監が主催し、布政司、御史、按察司、知府ら地方官が、同席するという形式をとっている点が特に注目される。また、使節らの明滞在期間中は、やはり市舶太監から人足や食料が提供された。⁽³⁰⁾

五月二十八日には、貢物の検査が開始された。日本側からは、正使、副使、明側からは、市舶太監が貢物の盤検に加わった。船から陸揚げされた貢物は、市舶司内の東倉に保管される。都への献上品、また、南京へ送られることになっている硫黄などは、市舶太監の手によって選ばれた。⁽³¹⁾

『允澎入唐記』の記述から、『明史』に記された市舶司の職掌はすべて市舶太監によって執り行われ、太監が朝貢使節の接待に責任を負っていたことが明らかになった。

こうした状況は、浙江だけではなく、福建、広東もまた同様であったであろう。『嘉靖広東通志』巻六十六、夷情では、

(永楽四年) 内官貨を総べ、提挙官吏は惟だ簿を領すのみ。⁽³²⁾

と記されており、永楽四年には宦官が、朝貢使節がもたらした貨物の

盤検、管理を行い、市舶司での職務を預かっているはずの市舶提挙使は、ただ帳簿を管理するのみであるという。朝貢貿易の監察を目的として派遣された市舶太監は、差遣開始直後には、市舶提挙使の職権を越えて朝貢使節に対する総責任者という地位を確立していた。市舶提挙使よりも高い身分をもつ市舶太監が朝貢の管理者になることはごく自然なことであつただろう。さらに、中央の宦官衙門での勤務経験を待つ宦官は、貢物を盤検し、献上品を選別する才に長けていた可能性があり、実務においても市舶提挙使より有利であつたのかもしれない。

第二章 市舶太監の弊害と裁革

第一節 顕著になる市舶太監の弊害

前章で見たように、もともと市舶太監の派遣は、朝貢貿易の監察を目的に確立され、実務に携わるものであつた。だがほどなく市舶太監は、朝貢貿易の総責任者の地位を築いた。その権勢は、地方官である布政使や按察使を凌駕するもので、市舶太監はこの勢いに任せて、赴任地で様々な弊害をもたらした。中国側の史料は、『允澎入唐記』のように市舶太監の通常業務についての記述はほとんど存在せず、逆に、彼らもたらした弊害のみが記載されている事が多い。

史料上では、天順以降、特に成化年間から、市舶太監が惹き起こした弊害の記述が多く見受けられるようになる。貢物の盤検に携わる市舶太監には、その懐を暖める機会が豊富にあつたことは容易に想像できる。利益を求めて密貿易にまで手を染める輩も現れた。特に、日本、琉球以外全ての諸外国の朝貢使節を受け入れた広東では、市舶太監の

弊害がことさら大きかったようである。『殊域周咨録』卷十五、撒馬児罕には、

廣東番禺縣民の黃肆及び王凱父子、撒馬児罕等國の夷商を招集し、中官韋眷と交結して出海通番す。勢を怙みて人を殺し、地方を驚擾す。本県知県高瑤の兵壯人等を遣りて番貨鉅万を搜没するを被れば、布政陳選に申呈す⁽³³⁾。

とあつて、成化年間に広東市舶太監であつた韋眷が、サマルカンド等の商人を招き寄せた黃肆、王凱父子らと結託して出海通番したことがうかがえる。正徳四年には、『明史』卷三百二十四、外国五、暹羅に、

正徳四年暹羅船の飄して広東に至る者有り。市舶中官熊宣、守臣と議し、其の物に税して軍需に供す。事聞するに、宣の事柄を妄攬するを斥し、南京へ撤還せしむ⁽³⁴⁾。

ということから、市舶太監熊宣が広東に流れ着いた暹羅船の積載貨物から徴税し、軍需に供する例も現れた。熊宣は南京へ連れ戻された。

また嘉靖元年には、

嘉靖元年、暹羅・占城の貨船広東に至り、市舶中官牛栄家人を縦ちて、私かに市す。死を論ずること律の如くす⁽³⁵⁾。

というように広東に貨物船が到着し、当時の市舶太監牛栄がひそかにこの貨物船と交易したという。朝貢使節が市舶太監に貨物を強奪されることがあつた。『明史』卷三百二十一、西域伝四、天方には、

成化二十三年、其の國中、回回阿立、兄納的の中土に遊ぶこと四十余載なるを以て雲南に往き訪求せんことを欲す。乃ち宝物鉅万を携えて、滿刺加に至り、行人左輔舟に附して、將に入京して進貢せんとす。広東に抵たり、市舶中官韋眷に侵剋せらる。阿力怨

み、京に赴きて自ら訴う。礼官請うらくは、其の貢物を估い、其の直を酬い、雲南に於いて兄を訪れることを許されんことを。時に眷罪を懼れ、先に已に内に夤縁す。帝乃ち阿力を問謀と為し、貢に仮りて奸を行うを責め、広東守臣に令して逐還せしむれば、阿立乃ち号泣して去る⁽³⁶⁾。

とあり、雲南に兄を尋ねる許可を得るために朝貢しようとした阿立が韋眷にその貨物を奪われてしまい、都に赴いて訴え出た。しかし韋眷の根回しによって、貢物に見合った金額を支給し、兄を訪ねることを許可してやってほしいという礼部の願い出も聞き入れられなかった。これらの行為は、朝貢の障碍となつたことはいうまでもない。

かたや朝貢体制を脅かす弊害もあれば、およそ市舶司の業務とは全くかけ離れた弊害も見受けられる。代表的なものは、「進奉」のために民衆から搾取するといふものである。進奉とは、皇帝に金銭や珍宝等の物品を献上することであり、宦官らが民を搾取する時の常套手段であつた。『嘉靖寧波府志』卷二十五、名宦、張瓚に、

市舶少監福住の、仮るに進奉を以てし、剋剥して民を害し、ならびに不法の諸事を劾奏す⁽³⁷⁾。

とある。また、『明憲宗実録』卷二十一成化元年九月丙午の条にも具体的な記録が残されている。それによると、

浙江提督市舶福住寧波に居りて、為す所不法多し。匠作人を役占すること千を以て数え、公私の財賄を横取すること算無く、別に杭州に公館を築く。害を為して寧波の如く至る所を大略し、軍民を騷擾して之を苦しめる。寧波知府張瓚頗るその下を禁戢すれば、住困りて瓚を誣奏す。瓚遂に住の諸不法の事を列奏し、布、按の

二司に下して、覈実せしむ。ここにおいて、布政使李顯等具さに
 実して会奏し、ならびに以て上に具獄す。法司覆奏す。上、住の
 年老いたるを以て悉く其の罪を宥し、但だ戒飭を加うるのみ。⁽³⁸⁾

これによれば福住は、数多くの技術者を労働させるほか、公私の財
 を問わず横領し、多額に及ぶ収賄をも行っていた。その実行者でもあ
 る福住の手下が、寧波知府の張瓚の取り締まるところとなった。これ
 に対して福住は、張瓚を讒言して貶めたのである。また広東では、
 『明憲宗実録』 卷百九十八、成化十五年十二月辛未条に、

提督広東市舶提督司太監韋眷に均徭の余戸三十名を給う。是より
 先眷奏すらく、広州等の府、番禺等の県、毎歲均徭に編充するも、
 余剩空間の戸数多く、所司往々にして以て私用と為す。乞うら
 くは、布政司に行して、空間の数内より、均徭の例に依りて、歳
 戸六十名を撥し、進奉の品物を採造せしめん、と。上、其の
 請を允し、命じて下す。⁽³⁹⁾

とあって、進奉の物品を作製するために、戸六十名を徴発したいと
 いう市舶太監の申し出に、皇帝が許可を与えたが、その後広東左布政
 使彭韶らの反対に合い、最終的には戸三十名を与えることで折り合
 いがついた。在外の宦官が皂隸を徴発するという例は以前から問題視
 されていたようである。『明憲宗実録』 同条に

是より先、内官の外に在る者、額設の皂隸無き時、或いは所在の
 有司より、詞を畢して求乞す。韶名数を定めんことを奏してより、
 各処鎮守内官紛然として陳乞し、乃至は一百名を与うる者あり、
 遂に定例と為ると云う。⁽⁴⁰⁾

というように、特に規定が無かった頃は、在外の宦官がさまざまな理

由を持ち出して皂隸を徴発しようとしていたのである。進奉はあくま
 で市舶太監をはじめとする宦官が私腹を肥やすために利用された口実
 でしかなかったわけである。

今史料に残る多種多様の弊害は、裏をかえしてみれば、宦官にとつ
 て市舶太監というポストが、様々な利益を与えてくれるものでもあつ
 たという証明に他ならない。永楽期から続いていた市舶太監は、武宗
 の近侍として着々とその地位を高めた劉瑾が実権を握った正徳年間
 (一五〇六―一五二〇)には、人数がにわかに多くなつた。市舶太監
 らは、その任を解かれると、他地域の鎮守太監に就いたり、鎮守太監
 から市舶太監になる者もいた(後掲の表Ⅰ―Ⅵの網掛け部分を参照)。
 たとえば、表Ⅲの十五の福建市舶太監尚春、表Ⅴの五の浙江市舶太監
 王堂などは、鎮守太監から市舶太監、市舶太監から同地の鎮守太監と
 なっている。市舶太監が鎮守太監を兼任していたこともあるようだ。
 時をさかのぼると、表Ⅰの三の広東市舶太監韋眷は、『明史』に成化
 年間の市舶太監として記述されると同時に、表Ⅱの四のように『嘉靖
 広東通志初稿』に成化二十二年(一四八六)―弘治三年(一四九
 〇)まで鎮守太監として記載されているし、同じく表Ⅰの七の広東市
 舶太監潘忠は、『明武宗実録』正徳四年十二月乙卯の条に市舶太監と
 して記述があるが、表Ⅱの七『嘉靖広東通志初稿』では、正徳元年か
 ら同九年に亡くなるまで鎮守太監であつたとされている。鎮守太監も
 地方政治を混乱させており、正徳以前にも朝臣らによって廃止が求め
 られていた。⁽⁴¹⁾正徳期には、短期間に多くの宦官が市舶太監や鎮守太監
 というポストについて、私利を貪つたのである。

第二節 市舶太監の裁革

劉瑾、張永が權勢を誇った正徳期は宮廷の内外共に宦官の猖獗を見た。続く嘉靖期には、宮廷外の宦官の弊害を制するために様々な手段がとられた。嘉靖以前にも同様の上奏は廷臣によってなされてきたが、その多くが水泡に帰し、効果が上がらなかった。嘉靖改元間もないころには、広東の珠池太監や市舶太監がその職權を超えて、地方政治に関与することを禁ずる上諭を重ねて発している。⁽⁴²⁾ほどなく、嘉靖二年に、寧波にて市舶太監頼恩の収賄に端を發した寧波争貢事件が起こった。

この年の四月に、大内氏が派遣した宗設謙道を正使とする一行が寧波に到着し、後に細川氏の瑞佐、宋素卿等が到着した。しかし、宋素卿が市舶太監頼恩に付け届けをしたので、頼恩は貢物の盤駮を大内氏一行より先に行い、宴席においても、宗設謙道らを素卿よりも下位の席次につけた。そのため、宗設謙道の使節が憤慨し、素卿らの船を焼くほか、素卿らの一行を紹興にまで追い、その帰途掠奪放火をして狼藉をはたらいた。⁽⁴³⁾成化の頃より市舶太監の弊害は大小様々なものが記録されているが、広範囲にわたって地域社会に与えた被害を考えると、寧波争貢事件が最大のものである。この事件を境に、本格的に市舶太監の廃止が検討されるようになる。

さて、事件の当事者たる市舶太監頼恩は、意外にもさしたる咎めも受けなかった上に、嘉靖四年には、提督海道に就任を兼任したいと申し出たところ、嘉靖帝の裁可まで得た。それに対して兵部尚書利越は、以下のように述べている。『殊域周咨録』卷二、東夷、日本国に、

此の地の内官は、市舶司を提督せんが為に設けられるに縁り、辺方・腹裏の鎮守・守備内臣の専ら地方の為にする者と比べるに同じからず。即ち沿海にて兵を督して寇を禦せしむるに、自ずと海道副使と備倭都指揮使の下に分理する有り、又た鎮守太監と巡按御史の上に提調する有り、事体相因ること既に久しく、沿海に警有れば、俱に責成すべし。若し復た又た市舶太監に提督せしめば、誠に恐るらくは政多門に出で、号令一ならず、必ず掣肘して事を誤らん。又た況す官軍を調するは朝廷の威柄に係り、遇ま緊急あれば、必ず須く奏請定奪すべし。⁽⁴⁴⁾

と、従来市舶太監にはそのような職務は無く、官軍の指揮はあくまで朝廷の権限であることを挙げるほか、海防では鎮守太監と巡按御史を上位に、海道副使と備倭都指揮使をその下位に置いた命令系統がなりたっており、これに市舶太監を加えれば混乱を招くことを上奏した。しかし、嘉靖帝は廷臣の言に耳を貸すことは無かった。

嘉靖八年に及んで、在外の宦官の削減案が持ち上がる。御史毛鳳韶の疏に対する兵部の覆奏によると、

内臣の外差ただ冗なり。浙江、福建の如くは鎮守有り、提督市舶有り、浙江は又た織造有り。…已に兵部当に裁革すべき者を上す。…浙江提督市舶一員…旨を得たるに、俱に擬に依りて監槍を裁革し、市舶事務は各鎮守太監に併せて兼理せしめよ。⁽⁴⁵⁾

と記されている。この記録には、鎮守太監や市舶太監など、宦官が多く駐在する浙江や福建を例に挙げ、各軍事拠点の守備太監や監槍、浙江の市舶太監を削減する事が提案された。ここに市舶司の事務は鎮守太監が兼任することが決定され、実質上市舶太監の廃止が始まったの

である。その後、広東巡撫都御史林富が広東の珠池太監、市舶太監を廃止するべきであると上奏した。

若し浙江、福建の事例を参照して、総鎮太監の帯管に帰併せんと欲せば、亦た相応に似たり。但し、両広の事情は他省と同じからず、総鎮太監は梧州に住劄す。若し蕃舶到る時、前に広東省城を詣らば、或いは久しく機務を妨げ、過ぐる所の地方は、且つ多く煩擾し、番商因りて輒ち軍門に至り、大体を失うこと無きにも有らず。故に愚臣以為らく、海道副使をして之を帯管せしむれば便なるに如かざるなりと。⁽⁴⁶⁾

浙江・福建では広東に先駆けて市舶太監を廃止し、その職務を鎮守太監に兼任させており、広東もこれにならうのが適当だが、両広の鎮守太監は、広西の梧州に駐在しているので、蕃舶が到着した時には、先ず広東省城に移動しなければならず、そうなるとうち地方政治を妨げる上に、市舶太監の行く先々で擾乱がおこるであろうと懸念する。故に、鎮守太監ではなく、海道副使に市舶司の事務を兼任させたほうが良いと締めくくっている。この上奏に対して、嘉靖帝がどのような裁決を下したかは不明であるが、広東は市舶太監の裁革後、海道副使がその事務を引き継いだ可能性がある。

二年後の嘉靖十年六月には、浙江、両広、福建の鎮守太監が裁革されることとなった。⁽⁴⁷⁾つまり、市舶事務を担当していた鎮守太監も廃止されたことである。朝貢に関する実務を中心的に担当してきた宦官が裁革されるということは、大きな転換点である。裁革の命が下されたのは、嘉靖十年の段階でだが、実際の廃止は、かなり時間がかったようである。それは、日本側の史料から明らかになる。『策彦

和尚初渡集』は、天文八年（一五三九、嘉靖十八年）に入貢した朝貢使節の副使であった天龍寺塔頭妙智院第三世の策彦周良が残した記録である。

これによれば、日本の使節は、寧波到着後、杭州からやって来た、「欽差鎮守浙江等処地方兼管市舶事務御馬太監劉」という宦官に接待を受けていたのである。⁽⁴⁸⁾先の詔から八年たった段階でもまだ鎮守太監は存在していたのだ。さらにその九年後の嘉靖二十七年、策彦が再び日本最後の朝貢使節として寧波を訪れたときには、海道副使をはじめ、知府など地方官が朝貢使節に應對し、鎮守太監は全く姿を消していた。寧波では海道副使から表敬訪問がはじまり、貢物の盤検は知府の同席のもとで行われている。⁽⁴⁹⁾このことから、浙江において、市舶司を兼任していた鎮守太監が実際に廃止されたのは、嘉靖十九年から嘉靖二十六年までの間ということになるだろう。福建、広東の場合は今知る術がない。嘉靖後期には市舶司そのものが衰退するため、鎮守太監も自ずと廃止に至ったのではないかと考えられる。

第三節 市舶太監裁革後の市舶司制度

市舶太監と、その事務を兼任した鎮守太監が廃止された後、市舶司はいかにして運営されていたのだろうか。浙江の例を挙げてみたい。

嘉靖二十七年三月九日に寧波へ着いた一行は、『策彦和尚再渡集上』によると、十二日には海道副使を始め、分巡、分守、都司などの武官らに挨拶回りを行っている。また、十三日には、海道副使からの豚、羊、米などを支給された。貢物の検査は、知府や提挙司の立ち会いの下に行われた。⁽⁵¹⁾福建では、布政使、都指揮使、按察使が主体となって朝貢

の諸事務を果した。⁽⁵²⁾ 広東では『明世宗実録』卷五百三十五、嘉靖四十三年六月戊寅の条に、

廣東海防僉事一員を添設す。広東旧設の海道副使は、省城に駐劄し市舶を兼理す。倭乱に会いて、遂に専ら惠・潮に備え、市舶を以てこれを府県に委ねる。⁽⁵³⁾

とあって、以前は海道副使が市舶司を兼任していたが、今は知府・知県に委ねるとある。浙江・福建・広東ともに、海道副使を朝貢貿易担当の総責任者とし、布政使・按察使・都指揮使、知府・知県などが市舶司の運営を行っていたことがわかる。

ただし、嘉靖三十九年（一五六〇）には、淮楊巡撫に昇格した唐順之が、「海防善後事宜」で、広東、福建、浙江の三省は、元來市舶司を設けていたが、今、市舶司は荒廢してしまい、諸路に命じて時を選んで修復させるのが良いと述べていること⁽⁵⁴⁾から、嘉靖三十九年ごろには市舶司がすでに機能しなくなっていたのであろう。その後、浙江は隆慶元年（一五六七）に、福建は万曆八年（一五八〇）に市舶司が廃止された。⁽⁵⁵⁾ 一方、多くの朝貢国の窓口であった広東市舶司だけはその後も存在し続けた。

嘉靖二十年代後半は朱統によって密貿易者の掃討が行われたことによって倭寇の活動が活発になり、嘉靖三十年代には、浙江と福建の沿海部で王直らの活動が活発になった。彼ら倭寇のめぼしい頭目が逮捕、処刑されるに及んで、その残党は福建・広東の沿海部へとその活動地域を南下させた。嘉靖四十年には、福建の漳州でいわゆる二十四将の反乱が起こり、明は三年の歳月をかけて鎮圧している。その間、福建の海防体制は着々と整備され、月港には靖海館が置かれた。嘉靖四十

二年には海防館と改名して、海道同知を専任とした。隆慶初年に中国の商船が出航する地となった月港を抱える海澄県は、嘉靖四十四年に創設されている。市舶司を兼任した鎮守太監が裁革された後、沿海部の治安が極めて不安定になっていただけでなく、朝貢体制の裏付けとなる海防体制も大きな転換期を迎えていたのである。⁽⁵⁶⁾

第三章 万曆期における税監の派遣

第一節 万曆年間の海外交易と税監の派遣

市舶太監の廃止とそれに代わって市舶司の職務を兼任した鎮守太監の廃止によって、その職権は地方官に委ねられた。これによって、宦官の暴挙もなくなるかと思われたが、万曆年間（一五七三～一六一九）に入ってから、またしても宦官を差遣することになる。徵税を任務とした税監である。鉞税を担当するのは鉞監、それ以外の税を担当するものは、税監というが、実際には両者の職務が明確に分けられないことがあり、ここでは税監とよぶ。

万曆二十四年（一五九六）六月、多くの官吏が鉞山の開山を申し出、朝廷はそれに許可を与え、宦官と開山を提案した官を任地へ送り始めた。⁽⁵⁷⁾ これがいわゆる「鉞税の禍」であり、豊臣秀吉の出兵に対する度々の朝鮮援兵や、宮殿の焼失などで財政難におちいり、その打開策として始められた。鉞税とは、『明史』卷八十一、食貨五、坑冶に

坑冶の課、金銀、銅鉄、鉛汞、硃砂、青緑、而して金銀鉞最も民害を為す。…太祖謂えらく、銀場の弊は利の官に於けるは少なく、損の民に於けるは多し、開くべからず、と。⁽⁵⁸⁾

というように、鉞物を産出する税課である。民の負担が大きいため、洪武帝は開山を戒めていたが、実際には、福建の尤溪県銀屏山に銀場局四十二箇所と、浙江の温、處、麗水、平陽などの七県にも銀山を開いている。⁽⁵⁹⁾永楽年間には陝西、湖広、貴州で金銀課が徴収され、貴州、交趾に金場、銀場局などを開いたという。その後、万暦年間にいたるまで、鉞脈の涸渇で閉鎖に追い込まれる鉞山がある一方、巨万の利を求めて開山を請う朝臣もいたようで、開閉山が盛んに繰り返されていた。⁽⁶⁰⁾

万暦二十四年当初、鉞山を開き、鉞物を産出する、「開鉞」のため多くの宦官が差遣されたが、同時に鉞税以外の諸税を徴収する宦官も各地へと派遣された。『廿二史劄記』卷三十五、万暦中鉞税之害によると、

帝即ち中官に命じて其の人と偕に往かしむるは、蓋し二十四年に始まる。其の後、又た通都の大邑において、税監を増設す。故に鉞・税兩監天下に遍し。⁽⁶¹⁾

とある。『明史』食貨志卷八十一、食貨五、商税では、

…始めて開鉞増税し、而して天津の店租、広州の玉権、兩淮の余塩、京口の供用、浙江の市舶、成都の塩茶、重慶の名木、湖口、長江の船税、荊州の店税、宝坻魚葦及び門攤の商税、油布雜税、中官天下に遍く、税を領するにあらざれば即ち鉞を領し、官吏を駆脅し、努めて賤削す。権税の使、二十六年千戸趙承勛奏請するより始まる。其の後高宗は京口において、暨祿は儀真において、劉成は浙において、李鳳は広州において、陳奉は荊州において、或いは市舶を徴し、或いは店税を徴し、或いは専ら税務を領し、

或いは開採を兼領す。⁽⁶²⁾

という。宦官派遣の当初から、鉞監、税監という呼称の区別があるものの、職務自体の区別は非常に曖昧である。文中では、「税を領するにあらざれば即ち鉞を領し」や「或いは市舶を徴し、或いは店税を徴し、或いは専ら税務を領し、或いは開採を兼領す」というように、鉞監が鉞税を、税監がその他の税を担当する、と明確に職務を分担しているわけではなかったのだ。この史料に見える高宗は、同書卷八十一食貨志五、坑冶の項目にも記録が残っており、万暦二十四年の段階では福建に派遣された鉞監としても記述されている。⁽⁶³⁾鉞石は地下資源なので、産出可能なかは不明であるし、枯渇する危険性もある。鉞山に見込みが無ければ、それ以外の税を徴収するのは自然な成り行きであったにちがいない。広東、福建、浙江では、海外貿易が行われており、ここからの税収が税監の目にとまらなはずはなかった。劉成は浙江に、李鳳は広州に派遣され徴税の任務にあたった。

そして、彼らの任務に海外貿易からの徴税が加わる。福建の税監である高宗が万暦二十七年正月丁酉に京口（現江蘇省鎮江市）へ派遣されたのち、その二月には、

福建に市舶を設け、内監高宗を遣りて鉞務を帶管せしむ。⁽⁶⁴⁾

とあって、また高宗を福建に戻し、対外貿易から得られる税と、鉞税の徴収を兼任したことがわかる。時を同じくして二月壬子には、

百戸張宗仁の復た浙江市舶を置くを奏すをもって、内官劉成を遣り、税課を徴収せしむ。戊午千戸陳保の奏を以て、内官李鳳を遣りて、雷州等処珠池を開採し、市舶司税課を兼ねしむ。⁽⁶⁵⁾

というように百戸張宗仁の上奏によって、浙江に市舶が置かれ、劉成

という宦官が派遣された。広東には、千戸陳保の上奏によって、李鳳が派遣され、雷州の珠池と市舶司を兼任することになった。

多くの先学が税監を市舶太監の再設であると認識しているのは、史料上に「市舶」や「市舶司」の文言が見られ、そこに宦官が派遣されることに起因していると考えられる。しかし、「福建に市舶を設け」や「復た浙江市舶を置き」という「市舶」とは、はたして外国からの使節を接待し、貢物を盤検する市舶司のことを意味するのだろうか。

明初、永楽・宣徳年間に鄭和の近隣諸国の招撫が功を奏してピークを迎えた朝貢国数は、その後減少していった。⁽⁶⁶⁾活動が福建、浙江の市舶司については、万曆初期にはすでにその廃止はあきらかである。浙江は日本の朝貢使節を受け入れていたが、すでに嘉靖二十六年を最後にその入貢は途絶えて久しかった。福建は、嘉靖以降も依然として琉球が朝貢していたが、倭寇のために朝貢がちになつていった。⁽⁶⁹⁾福建、浙江の沿海部では嘉靖二十年代の朱統の密貿易の殲滅をへて、逆に密貿易が拡大していた。民間貿易の需要は高まる一方だったが、海商の出海は依然として禁止されていたからである。この状況を打開すべく、隆慶初年（一五六七前後）に漳州の月港が開放され、海商は日本以外の諸外国へ出帆することができるようになった。出海にあつては、出海証明書の発行が義務づけられた。この証明書を文引という。これに、海商人の氏名、年齢、積載貨物、戸籍などをかかせ、督餉館が文引の発行手数料や関税に相当する水餉（船舶に課税）、陸餉（輸入税）、加増餉（ルソン貿易にのみ課せられた税）の徴収を担当し、海防同知が管理した。⁽⁷⁰⁾

開放当初は、文引の発行数が年間五十通と規定され、税収もあまり

ふるわなかつたようであるが、万曆年間に入ってルソン貿易が活発化すると、関税収入は万曆二二年に二万九千両余りにのぼり、文引の発行数は万曆二五年には年間一三〇通に増加したという。⁽⁷¹⁾浙江から福建の沿岸では海外貿易から潤沢な税収を得られるようになったのである。宦官が税収が期待できる督餉館を狙うのは当然であった。浙江に市舶司を置き、宦官を派遣したいという上奏が『神宗實録』万曆二十七年二月壬子に見られるが、当時の状況から判断して、朝貢使節の接待や諸手続を行うのは、非現実的であろう。⁽⁷²⁾つまり、ここでの「市舶」とは、月港から出海する海商からの徴税をする場と読まねばならない。地理的位置を考えると、税収を上げるためには漳州月港付近に駐在すればよいわけで、わざわざ浙江に駐在する必要はあるまい。実際に、浙江税監の劉成は、当初「市舶」から徴税せよと命を受けていたが、二年後の万曆二十九年十一月壬戌には、内陸部の蘇州、常州、松江、鎮江の四府の税監に任ぜられている。⁽⁷³⁾その後、浙江の「市舶」に関係する宦官は見られなくなる。

劉成の転属先となった蘇州、杭州には明初より織染局が置かれており、内廷で消費する衣類はここで造られていた。宦官衙門に尚衣監があつて皇室の衣類を管理していたため、宦官と織染局の関係は非常に密であり、早くは天順四年（一四六〇）に宦官に命じて蘇州、杭州に行き、本来規定されているはずの数量を超えて布を織りさせたなどの記録が『明史』にみえている。⁽⁷⁴⁾『神宗實録』万曆三十六年四月乙亥の条には、工部給事中孫善継の言に、劉成が織造を監督しているものの、塩課にまで手を出しているとあり、織造が税収の一部であつたことがわかる。⁽⁷⁵⁾浙江では、対外貿易からの税収よりも、むしろ内陸部の都市

における織造などからの税収が安定していたのであろう。

広東の市舶司は依然として存続し続けたが、広東に関する史料中に見られる「市舶」の意味を考えると、その特殊な事情を顧みないわけにはいかない。浙江、福建に置かれた市舶司が一国だけの朝貢の窓口となっていたのに対して、広東は明初より、暹羅、占城等東南アジアの多くの朝貢国の受け入れを行ってきた。弘治年間（一四八八―一五〇五）には外国船の往来が増加し、密貿易も盛んであったという。広東は立地から見ても、朝貢国・非朝貢国を問わず諸外国が福建や浙江よりも入港しやすい地である。特に正徳年間（一五〇六―一五二一）に入ると、朝貢船以外の外国商船からも抽分を行うようになり、明初の市舶司が担当した職務とはおおよそかけ離れた業務が行われていたのである。⁽⁷⁶⁾ また、正徳十二年にはポルトガル船が来航した。その後ポルトガル船は駆逐され、非朝貢船の出入りは厳しく取り締まられるのだが、実際には、ポルトガル船と中国人商人との行き来は、盛んに行われており、商取引きや課税も行っていった可能性⁽⁷⁷⁾がある。嘉靖後期には、ポルトガルが澳門で定期的に市を開くようになり、市舶司は完全に本来の役割を変えたといってもよいだろう。職掌が変質した広東市舶司は、まさに実入りの良い、税監垂涎の衙門に他ならない。だからこそ、次節で見る広東、福建の税監が巨額の進奉を行うことが可能だったのである。

市舶太監とその職務をひきついで鎮守太監が廃止され、その後現れる「市舶」に携わる宦官は、市舶太監とは似て非なるものなのである。

第二節 税監による徴税

税監らは、対外交易から入る関税、渡航手続きによる税を徴税するように命じられていた。具体的にどのように行われていたのだろうか。

浙江の劉成は、当初「市舶を置いて」派遣された税監である。赴任した万曆二十七年の十月には、浙江税監の劉成と福建税監の高案に、撫按官と共に塩場の収入や徐州の長江沿岸の船料を調査するよう命が下った。⁽⁷⁸⁾ 劉成は前節でもみたように、ほどなくして万曆二十九年には蘇州、常州、松江、鎮江の四府の税務を担当することになった。

江蘇京口の税監から、福建へ赴任してきた高案は、早速海澄県に委官を送り込み、徴税の拠点としている。『東西洋考』巻八 税璫考によると、

自後、毎歲輒ち至るに（海澄県）、既に委官の署を港口に建て、又た更に圭嶼に設け、既に稅府を邑中に開き、又た更に三郡において建つ。要めるに以つて出入を闡り、広く搜捕す。⁽⁷⁹⁾

とあって、高案自ら毎年海澄県に赴くだけでなく、委官を駐在させるために役所まで建設しているという。ここでのように徴税したのかといえば、『東西洋考』巻七、餉稅考の漳州府知府の蕭基の上奏には、
原と引を給せし時、商船樑頭を量報して引に登し、本海道（漳州海道）「印信官單」一本を発し、商人に発与して、以て各船の貨物を登報するに備え、通送して掣驗す。如し報ずる所差錯あれば、船は官に没し、物貨の斤数同じからざれば、貨官に没す。此れ厲禁なり。誰か敢へて之を犯さざらんや。…近ごろ内監、官單を套して餉館の書吏に付し、各商に命じて先ず草單と替えさしめ、吏

書、中より其の加増を任せ、商の貨物を減報せざらんと欲せどもうべからざる者は、是れ穢叢なり。⁽⁸⁰⁾

とあるように、高案が、文引の発給を督餉館の役人に委任し（当初は海防官が発行したという）、商人には仮の文引を渡し、役人が正規の文引の貨物数を水増しして書きかえ、不正に徴税していたのだった。

海外から戻った商人らや塩商から厳しく税金をとりたため、万曆三十年、三十五年、四十二年に福建各所で民變がおこっている。⁽⁸¹⁾

広東には李鳳が赴任した。『広東通志』巻六十九、番夷丈量の項目に、

万曆二十七年より後、皆な内監李権使これを専らにす。⁽⁸²⁾

とあって、李鳳が徴税に関わったのは間違いない。『明留台奏議』巻十四、參粵璫勾疏によると、李鳳は高案の場合と同様、広東のいずれか所在地は不明であるが、独自の役所を構えていたようである。⁽⁸³⁾ 李鳳はここで過酷な徴税を行った。李鳳が入粵した万曆二十七年閏四月に税監たちが徴収し中央に奉じた税は、全体で銀四万八両あり、その半数以上の銀二万六千両以上が市舶からの税であった。⁽⁸⁴⁾ このほか李鳳自ら澳門に赴き、裕福な宣教師等から物品を掠めようとしたことや、ポルトガルに続いて広東に來航したオランダとの通番等、広東での交易を大いに乱したようである。⁽⁸⁵⁾

税監たちが交易やその他諸々の事物から徴税した銀は、皇帝に献上され、内庫に納められた。広東・福建・浙江のみならず、各地の税監がこぞって銀を奉じた。『定陵註略』巻四、鉅税諸使には、各税監が進奉した銀両が記録されている。（後掲の表Ⅶを参照）広東・福建・浙江三ヶ所の税監が進奉した金額を抜き出したが、税の出所が不明な

ものも多い。しかし、これによって、進奉が絶え間なく行われていたことは明らかになる。詳細な進奉の記録は万曆三十四年以降殆ど見られなくなるが、税監は万曆帝が崩御して初めて廃止されることになる。⁽⁸⁶⁾

税監は名の如く徴税の任を負って差遣されたものであり、一時的に任務を負って差遣された宦官の部類に属し、他方で、市舶太監は洪武期から見られた監察系統に属するものであることを確認した。また、税監の派遣に関する史料において見られた「市舶」というものが、朝貢を司る市舶司を指さず、海外交易を意味することにも言及した。福建、浙江の市舶司が万曆初期にはすでに廃止されて存在しておらず、日本、琉球ともに朝貢の回数が増減したため、万曆二十七年以降に市舶司が復設されたとは考えにくい。従来の朝貢体制も、隆慶初年の月港の開港、広東へのポルトガル船の來航で激変していた。最後に、市舶太監も税監も進奉と称して民衆、海商から搾取したという弊害が共通しているが、前者はそれが不法行為であると見なされ、後者は、それが任務として宦官に課せられていたのである。よって、市舶太監と税監は派遣の形態や弊害は非常に似ているが、別の官として区別するべきである。

おわりに

すでに洪武年間から開始された宦官の在外派遣は、永楽期にも引き継がれ、市舶太監は実質上常設の官となった。朝貢使節の接待や朝貢事務は、市舶提督使ではなく、市舶太監が取り仕切り、それが定式化されていた。これについては、興味深い記録が残されている。嘉靖

十八年九月二十九日、寧波に滞在していた策彦周良らは、北京への進貢が決定し、祝宴に招かれたが、主催者であるはずの市舶太監が列席していないことに気がついた。

前度進貢せる了庵和上正使の時、大監（太監）迎候し相伴す。今、大監（太監）来らざるを以つて、三府・提挙司代わりて迎接し光伴す。是を以て三司・御史に短疏を呈し、旧規に非ざるを詰す。

謹んで呈す。日衆のために筵宴を設ける辰、大監（太監）・三司諸大老大人その座に列して光伴す。是れ旧例に照依するものなり。

今次の筵宴、殆ど此の規則を欠く。弊邦は徧小なりと雖も、生等（87）悠（88）く使節を持して来たり。豈に吾が王を辱めらるるを忍ばざらんや。例に随ひて法の如く施行するにしかず。

（一）内は著者。

前回の朝貢使節の例を出し、太監と三司が揃って宴席に座を連ねるのが旧例であり、今回市舶太監が席を空けていることを、日本への侮辱とまで述べて詰問している。これを見ても、市舶太監が外交儀礼に欠くべからざる存在になっていたことは明白だろう。朝貢使節の接待や貢物の盤検を行うのが市舶太監らの職務であつて、決して徴税（抽分）ではないのである。ただし、朝貢使節と接触する機会が多い事や貢物の盤検は、市舶太監に私腹を肥やす絶好の機会を与えた。市舶太監と朝貢使節との貨物に関するトラブルは、抽分の例が散見されるようになる正徳年間以前よりおこっているが、それはあくまで不法行為であり、もちろん彼らの正規の任務ではない。その他、横領、不法な徴発など、市舶太監が地域社会へもたらした弊害が、市舶太監の廃止へつながり、朝貢の管理は鎮守太監に引き継がれた。明朝におい

て、朝貢と海防は表裏一体の関係であつたので、市舶太監のポストを空白のままにせず、広東以外では軍務を監督していた鎮守太監に引き継がせたのである。鎮守太監は地方軍事組織に組み込まれていた宦官であり、命令指揮系統の上位に位置していた。抽分の開始で市舶司のあり方が大きく変質しつつある中で、嘉靖二十六年ごろには鎮守太監も姿を消していった。その後、沿海部で盛んに行われる密貿易の解消のため、中国の海商が月港から出海するのを許可したのが隆慶初年である。市舶太監と鎮守太監は、明が密貿易の解消を図つたのと同時に廃止されたと見てよいだろう。万暦年間に皇帝より鉅産資源や、「市舶」などからの徴税を命じられた宦官らは、市舶太監とは異なる職務を担った宦官である。

こうして市舶太監の派遣から撤廃までを概観すると、明初から嘉靖年間まで、明朝の大きな政治課題であつた朝貢と海防について、士人の官僚機構に宦官が派遣されていたことになる。しかも、中央における宦官の権力の大小を問わず派遣は続いた。つまり、市舶太監の派遣は、必ずしも特定の宦官の権力拡大を直接象徴するだけのものではなかつたはずである。市舶太監は、士人の官僚を監察する役割を常に持ちながら、朝貢を管理する役割を負い、鎮守太監は士人の官僚の監察の役割に加えて軍を監督する役割を担つたと考えられる。

表 I

広東市舶太監				
番号	氏名	赴任時期	西暦（年）	史料
1	斉喜	永楽元年八月辛未～	1403～	『嘉靖広東通志』巻七
2	杜喬	天順年間	1457～1464	『同治番禺県志』巻三十
3	韋眷	成化年間	1465～1487	『明史』巻百六十一
4	王宣	弘治年間	1488～1505	『孝宗実録』弘治八年九月癸巳
5	熊宣	正徳四年以前～正徳四年	1506～1521	『明史』巻三百二十四
6	畢真	正徳四年ごろ		『弇山堂別集』巻九十四中官考巻五
7	潘忠	正徳四年以前？		『武宗実録』正徳四年十二月乙卯
8	曹宏	正徳十年五月甲辰～		『武宗実録』正徳十年五月甲辰
9	牛栄	嘉靖元年以前		？

表 II

広東鎮守太監				
番号	氏名	赴任時期	西暦（年）	史料
1	陳瑄	成化元年～十一年卒	1465～1475	『嘉靖広東通志初稿』巻七
2	顧恒	成化十二年～十六年	1476～1480	
3	劉倜	成化十七年～二十二年	1481～1486	
4	韋眷	成化二十二年～弘治二年	1486～1490	
5	王敬	弘治三年～十七年	1490～1504	
6	韋経	弘治十七年～正徳元年	1504～1506	
7	潘忠	正徳元年～九年卒	1506～1514	
8	潘午	正徳五年前後？	1510ごろ？	『明史』巻三百四宦官一劉瑾
9	蔡昭	正徳五年前後？	1510ごろ？	
10	劉璟	正徳十年～十一年	1515～1516	『嘉靖広東通志初稿』巻七
11	甯誠	正徳十一年～十二年卒	1516～1517	
12	王堂	正徳十四年～十六年	1519～1521	
13	韓慶	正徳十六年～嘉靖二年卒	1521～1523	
14	鄭潤	嘉靖三年～	1524～	
15	張賜	嘉靖七年～	1528～	

* 『嘉靖広東通志初稿』では、鎮守太監は「総鎮」という項目に見られる。

表Ⅲ

福建省舶太監				
番号	氏名	赴任時期	西暦(年)	史料
1	楊斌	永樂初年	1403年ごろ	『福建省舶提挙司志』官氏
2	梁著			
3	卓洪	宣徳年間	1426～1435	『東西洋考』巻八、『八閩通志』
4	范士明			
5	來住	正統九年～十三年	1444～1448	『福建省舶提挙司志』官氏
6	張貴	成化元年九月	1465～	
7	蒙信	成化四年十月	1468～	
8	施斌	成化九年七月	1473～	
9	韋查	成化十二年九月	1476～	
10	董讓	弘治二年三月～弘治十年	1489～1497	
11	劉広	弘治十年六月十八日	1503～	
12	劉彝	正徳二年二月初十日	1507～	
13	許通	正徳三年十月十三日	1508～	
14	呂憲	正徳四年十一月初八日	1509～	
15	尚春	正徳十四年十月十九日	1519～	
16	趙誠	嘉靖五年四月十五日	1526～	

表Ⅲ-a

福建省舶太監の出自と身分		
時期	氏名	史料
永樂	楊斌	交趾人洪武年間膺選歷陞奉御、永樂初年任。
	梁著	湖広人洪武年間膺選奉御、永樂初年任。
宣徳	卓洪	国初、又有提督市舶内官莅閩、卓洪、范士明俱宣徳間遣。『東西洋考』巻八稅璫考
	范士明	
正統	來住	交趾人洪武年間膺選尚衣監左少監、正統九年任、正統十三年選本省鎮守。
景泰		丙午召鎮守福建少監戴細保還京。命奉御來住代之、仍兼領市舶司事。『英宗實録』景泰四年十二月丙午
成化	張貴	北直隸人永樂年間膺選歷陞惜薪司右司副、成化元年九月任。
	蒙信	広西人洪熙年間膺選歷陞供用庫奉御、成化四年十月任。
	施斌	山西人永樂二十二年膺選歷陞都知監右監丞、成化九年七月内任。
	韋查	広西人宣徳四年膺選歷陞都知監太監、成化十二年九月内任。
弘治	董讓	浙江人景泰年間膺選歷陞御用監太監、弘治二年三月任、弘治十年遷江西鎮守。
	劉広	山東人天順初年膺選歷陞司設監太監、弘治十年六月十八日任。
正徳	劉彝	山後人天順年間膺選歷陞御馬監右少監、正徳二年二月初十日任。
	許通	順天府人成化十年膺選歷陞内官監太監、正徳三年十月十三日任。
	呂憲	山東人成化十一年膺選歷陞内官監太監、正徳四年十一月初八日任。
	尚春	保定人成化年間膺選歷陞都知監太監、正徳五年十二月十一日任轉陞御馬監太監、福建鎮守。正徳十四年十月十九日任。
嘉靖	趙誠	保定易州涑水畧人、弘治年間膺選歷陞御馬監太監、正徳十四年十月十一日任轉陞福建鎮守、嘉靖五年四月十五日任。

・史料名が無いものは、すべて『福建省舶提挙司志』官氏に依る。

表Ⅳ

福建鎮守太監				
番号	氏名	赴任時期	西暦（年）	史 料
1	戴細保	景泰元年～五年	1450～1454	『八閩通志』 卷三十秩官
2	廖秀	正統十四年、景泰元年～二年	1449、1450～	
3	来住	正統末～市舶太監、景泰四年戴細保と協同して鎮守を勤める。	1453～	
4	馮讓	天順二年～八年	1458～1464	
5	吳昱	成化二年在職中卒	? ～1466	
6	盧勝	成化五年～十六年	1469～1480	
7	陳道	成化十六年～	1480～	
8	尚春	正徳五年十二月十一日～	1510～	『福建市舶提挙司志』 官氏
9	趙誠	正徳十四年十月十一日～	1519～	

表Ⅴ

浙江省市舶太監				
番号	氏名	赴任時期	西暦（年）	史 料
1	不明	永樂中	1403～1424	『万曆杭州府志』
2	陳何某	景泰四年ごろ	1453ごろ	『允澎入唐記』
3	福住	天順～成化?	1457～1487?	『明史』 卷百七十二
4	林槐	成化年間	1465～1487	『世宗實録』 卷嘉靖四年十一月乙亥
5	王堂	正徳七年～	1512～	『武宗實録』 卷正徳七年十月甲辰
6	崔瑤	正徳年間	1506～1521	『明史』 卷百八十八
7	梁瑤	正徳年間	1506～1521	『嘉靖寧波府志』 卷二十五
8	頼恩	正徳?～嘉靖	? ～1525ごろ	『明史』 卷三百二十二
9	鄧文	嘉靖五年ごろ	1526ごろ	『敬止録』 卷二十一
10	劉某	嘉靖十八年ごろ	1539ごろ	『策彦和尚初渡集』 中

表Ⅵ

浙江鎮守太監				
番号	氏名	赴任時期	西暦(年)	史料
1	張慶	成化年間?	1465~1487	『孝宗実録』卷十一弘治元年二月辛亥
2	劉璟	正徳九年ごろ	1514ごろ	『弇山堂別集』卷九十中官考一
3	王堂	正徳九年ごろ	1514~	『弇山堂別集』卷九十七中官考八
4	畢真	~正徳十四年	~1519	『弇山堂別集』卷九十七中官考八
5	浦智	正徳十四年~	1519~	『弇山堂別集』卷九十七中官考八
6	劉璟	嘉靖二年ごろ	1524ごろ	『弇山堂別集』卷九十八中官考九
7	梁瑤	嘉靖二年ごろ	1523ごろ	『世宗実録』嘉靖二年十二月庚戌
8	鄧文	嘉靖六年ごろ	1527ごろ	『弇山堂別集』卷九十九中官考十
9	張賜	嘉靖十年	1531ごろ	『世宗実録』卷百二十七嘉靖十年閏六月乙丑
10	潘直	嘉靖十年	1531ごろ	『世宗実録』卷百二十七嘉靖十年閏六月乙丑

表Ⅶ 万曆期税監による進奉 (『定陵註略』卷四鉅稅諸使による)

年	月	氏名	内 訳
万曆二十七年 1599年	閏四月	李鳳	市舶税銀一千五百兩
	七月	劉成	銀一万零二百兩
万曆二十八年 1600年	三月	李鳳	銀二万四千四百兩
		劉成	銀二万兩
	六月	李鳳	銀三万六千兩
万曆二十九年 1601年	十一月	高禔	銀二万兩 塩引価四万兩
	四・五・六月	高禔	銀一千六百四十兩
万曆三十年 1602年	正月	李鳳	塩税銀六万兩
		高禔	年例銀二万兩、鉅銀二千一百五十兩
	四月	李鳳	塩税銀三万兩、舡税銀三千四百兩、助工銀一千兩
	八月	李鳳	福舡番税銀三百六十兩
高禔		銀一万二千兩余、塩銀一万三千三百九十、鉅銀四千兩	
万曆三十一年 1603年	四月	高禔	銀一千二百九十兩
		李鳳	塩課銀四万四千八百兩、市課銀四千四百兩、積余銀一千兩
	八月	劉成	羨余銀三万四千兩
		李鳳	塩課銀三千五百兩
		劉成	税銀二万一千兩
		高禔	税銀三万兩、塩引銀一万八千四百兩、鉅銀一千五百兩
	七月~九月	李鳳	方物銀三千零七十二兩
七月~九月	劉成	銀一万三千兩	
十月	高禔	年例税銀共五万零二百兩	
万曆三十四年 1606年	不明	高禔	銀三万兩、鉅銀二千六百七十兩
		李鳳	塩課銀六万五千兩、年例銀三千兩
		劉成	塩課羨余銀二万一千兩

*李鳳(広東)、劉成(浙江)、高禔(広東)

- (1) 杜婉言『中国宦官史』中国文化史叢書四十三文津出版一九九六年、余華青『中国宦官制度史』上海人民出版社二〇〇六年、王春瑜・杜婉言『王春瑜精選集史學家書館明朝宦官』陝西人民出版社二〇〇七年
- (2) 最近の市舶太監の研究では、黎宏韜「明代広東の市舶太監」『汕頭大学学報人文社会科学版』第二十四卷 二〇〇八年、書評では「市舶太監与南海貿易 広州口岸史研究析評」『梁山師範学院学报』二〇一二年などがある。
- (3) 野田徹「明朝宦官の政治的地位について」『九州大学東洋史論集』一九九三年
- (4) 『弇山堂別集』卷九十中官考一「呉元年九月丁亥、置内使監、秩正四品、設監令正四品、丞正五品、奉御從五品、内使正七品、典簿正八品；後改置内使監、御用監、秩皆正三品、各設令一人正三品、丞二人從三品、奉御正六品、典簿正七品；御馬司秩正五品、司正正五品、副從五品、尚宝兼守殿、尚冠、尚衣、尚佩、尚履、尚藥、紀事等奉御、秩俱正六品。」
- (5) 『弇山堂別集』卷九十中官考一「洪武二年六月己巳、定置内使監奉御六十人、尚宝一人、尚冠七人、尚衣十人、尚佩九人、尚履八人、尚藥七人、紀事二人、執膳四人、司脯二人、司香四人、太廟司香四人、涓潔二人。置尚酒、尚醕、尚麵、尚柴四局、設正一人副二人。置御馬、御用二司、設正一人副二人……」
- (6) 『弇山堂別集』卷九十中官考一「四年閏三月乙丑、命吏部定内監等官秩品、内使官令正五品、授中衛大夫、丞從五品、侍直大夫(略)門副、尚宝奉御俱從六品、授内直郎、尚冠等奉御、内府庫大使、内倉監令俱正七品、授正奉郎。」
- (7) 『弇山堂別集』卷九十中官考一「十七年四月癸未、更定内官諸監、庫、局及承運等庫局品職、(略)内官監通掌内史名籍、總督各職、凡差遣及欠員、具名奏請。(略)神宮監掌太廟祭器及祭祀灑掃、(略)奉御一人正八品。尚宝監掌御宝圖書、凡用御宝則奉請、然後付尚宝司宮用之、畢則捧入。(略)尚衣監掌御用冠冕衣服靴履、(略)奉御四人正八品、尚膳監掌御膳、(略)司設監掌御用儀仗輦輅輿帳榻褥張設、(略)奉御四人正八品、司札監掌宮庭禮儀、凡正旦冬至等節、命婦朝賀等禮、則掌其班位儀注、及糾察内官人員違犯禮法者、(略)御馬監掌御廐馬匹、(略)直殿監掌各殿灑掃陳設……」
- (8) 『弇山堂別集』卷九十中官考一「洪武二十八年九月辛酉、重定内官監、司、庫、局与諸門官并東宮六局、王府承奉等官職秩。内官監十一、(略)曰孝陵神宮、(略)曰印綬、(略)監皆設太監一人、秩四品、左右少監各一人、秩從四品、左右監丞各一人、秩正六品。なお、奉御の品階については、『明史』卷七十四 職官三 宦官「凡無内官監十一、…皆設太監一人、正四品、左、右少監各一人、從四品、左、右監丞各一人正五品、典簿一人、正六品、又設長隨、奉御、正六品。」とある。
- (9) 『弇山堂別集』卷九十中官考一「洪武三十年七月庚戌、置都知監、秩正四品、掌内府各監行移一應關支勸合、設太監一人、正四品、左右少監各一人、從四品、左右監丞各一人、正五品、典簿一人、正六品。」
- (10) 歐陽琛「明内府内書堂考略」『江西師範大学学报(哲学社会科学版)』一九九〇年第二期
- (11) 蔣豊「洪武年間委權宦官考実」『南開学报』第四五期一九八二年
- (12) 『明史』卷三百二十三、外国四、琉球
- (13) 『洪武』十五年春、中山來貢、遣内官送其使還國。明年与南山王並來貢、(略)時二王与北山王爭雄、互相攻伐。命内史監丞梁民賜之勅、命罷兵息民、三王並奉命。」
- 『明史』卷三百二十四、外国五、占城
- 「洪武十九年(略)帝嘉其誠、賜資優渥、命中官送還。明年復貢、還至広東、復命中官宴餞、給道里費。」
- (14) 『弇山堂別集』中官考卷一 洪武二十五年二月己丑
- 「遣尚膳太監而聶、司札監太監慶童齋勅往諭陝西河州等衛所番族、

- 令其輪馬、以茶給之。」
- (15) 『国権』卷六
「洪武十一年十月庚子朔戊申、遣内臣吳誠詣總兵官指揮楊仲名行營、觀方略。」
- (16) 『明史』卷八十一、食貨五、商稅
「洪武十年、戸部奏、天下稅課司局、征商不如額者百七十八處、遂遣中官、国子生及部委官各一人覈實、立為定額。」
- (17) 『明太宗實錄』卷二十二永樂元年八月丁巳條「上以海外番国朝貢之使付帶物貨前來、交易者須有官專。至之遂命吏部依洪武初制、於浙江福建廣東設市舶提舉司、隸布政司。」
- (18) 『嘉靖廣東通志』卷七紀事五「永樂元年八月辛未」命内臣齊喜提督廣東市舶、置市舶提舉司。」
- (19) 方志遠「明代鎮守中官制度」『文史』卷四十、一九九四年
- (20) 貞本安彦「明代鎮守宦官の職務と三堂体制」『立正史學』第一一七号二〇一五年
- (21) 採造には、織造、燒造がある。
- (22) 王川「市舶太監与南海貿易広州口岸史研究」人民出版社二〇一〇年そのほか王春瑜、余華青氏の宦官史研究では、經濟に關与した宦官ということで、税監と市舶太監とが同様に扱われている。
- (23) 『福建市舶提舉司志』官氏「楊斌、交趾人、洪武年間膺選、歷陞奉御、永樂初年任。梁著、湖広人、洪武年間膺選奉御、永樂初年任。」
- (24) 『福建市舶提舉司志』官氏
「楊斌 交趾人洪武年間膺選歷陞奉御、永樂初年任。梁著 湖広人洪武年間膺選奉御、永樂初年任。蒙信 広西人洪熙年間膺選歷陞供用庫奉御、成化四年十月任。」
- (25) 『嘉靖廣東通志』卷二十八、政事志一、公署上
「嘉靖十年革去市舶内官其公館在郡西武安街。南宋轉運司旧址。」
卷六十六外志三、夷情上、番夷、海寇
「永樂改元遣使四出招諭諸番貢獻、畢至奇貨重宝前所未有。乃命内臣監鎮市舶設公館于城南水浜 改建于郡西仙湖。」
- (26) 福建の市舶太監府の所在地については、小葉田淳氏の『中世南島通交貿易史の研究』刀江書院一九六八年 第四章、明の制度、第一節福建市舶提舉司及び駅廠に詳しい。
- (27) 浙江の市舶太監府については、小葉田淳氏の『中世日支通交貿易の研究』刀江書院一九六九年、第六章明の諸制度 第一節浙江市舶提舉司及び駅廠廠庫に詳しい。
- (28) 『明史』卷七十五職官四「市舶提舉司掌海外諸番朝貢市易之事、辨其使人表文勘合之真偽、禁通番、征私貨、平交易、閑其出入而慎館穀之。」
- (29) 正使天龍寺僧東洋允澎の名を冠した史料名であるが、実際には從僧の笑雲瑞詒が筆録している。東洋允澎は、入明中の景泰五年（一四四四年）に杭州で客死している。これについては、村井章介他訳『笑雲入明記 日本僧の見た明代中国』村井章介・須田牧子編 平凡社東洋文庫、二〇一〇年がある。
- (30) 『允澎入唐記』「四月二十日」内官陳大人、賓迎專使允澎、網司芳貞、從僧瑞詒清啓等、就假館、揖茶、乘轎子、入駅。駅門額曰、浙江市舶司案遠駅。」
「五月二十一日」陳大人将宴日衆、先賜人伴水夫等、以麵粉砂糖酒醋塩醬鮮笋楊梅油菜鷄等。」
「六月二十一日」陳大人就勤政堂、享張搭按察使、布政司、御史、知府、五大人。」
- (31) 『允澎入唐記』「七月二日」陳大人又調日本硫黄五万斤、送南京」
「七月二十一日」陳大人起東庫、將起送物入匣。」
- (32) 『嘉靖廣東通志』卷六十六夷情
「内官總貨、提舉官吏惟領簿而已。」
- (33) 『殊域周咨録』卷十五、撒馬兒罕
「廣東番禺民黃肆及王凱父子招集撒馬兒罕等国夷商、交結中官輩眷出海通番、怙勢殺人驚擾地方、被本県知県高瑤遣兵壯人等搜没番貨鉅万、申呈於布政陳選。」
- (34) 『明史』卷三百二十四外国五暹羅
「正德四年、暹羅船有飄至広東者、市舶中官熊宣与守臣議、稅其物

供軍需。事聞、斥宣妄攬事柄、撤還南京。」

(35) 『明史』卷三百二十四外國五暹羅

「(略) 嘉靖元年、暹羅占城貨船至廣東、市舶中官牛榮縱家人私市、論死如律。」

(36) 『明史』卷三百三十二、西域傳四、天方

「成化二十三年、其國中回回阿力以兄納的游中土四十餘載、欲往雲南訪求。乃携宝物鉅萬、至滿刺加、附行人左輔舟、將入京進貢。抵廣東、為市舶中官韋眷侵剋。阿力怨、赴京自訴。札官請估其貢物、酬其直、許訪兄於雲南。時眷懼罪、先已齎緣於內。帝乃責阿力為間諜、假貢行奸、令廣東守臣逐還、阿立乃号泣而去。」

王川「市舶太監与南海貿易」一九九九年中山大學博士學位論文 第三章廣東市舶太監個案研究之一韋眷を参照。

(37) 『嘉靖寧波府志』卷二十五名宦張瓚

「劾奏市舶少監福住假以進奉、剋剥害民并不法諸事。」

(38) 『明憲宗實錄』卷二十一 成化元年九月丙午「浙江提督市舶內官福

住居寧波、所為不法、役占匠作人以千數、橫取公私財賄無算、別築公館於杭州。為害大略如寧波所至、騷擾軍民苦之。寧波知府張瓚頗禁戢其下、住因誣奏瓚、瓚遂列奏住諸不法事、下布按二司覈實、於是布政使李顥等、具實會奏并以具獄上。法司覆奏、上以住年老悉宥其罪、但加戒飭而已。」

(39) 『明憲宗實錄』卷百九十八 成化十五年十二月辛未条

「給提督廣東市舶提督司太監韋眷均徭余戶三十名、先是眷奏廣州等府、番禺等縣每歲編充均徭余剩空間人戶數多、所司往往以為私用。乞行布政司於空間數內、依均徭例、歲撥人戶六十名、採造進奉品物。上允其請命下。」

(40) 『明憲宗實錄』卷百九十八 成化十五年十二月辛未条

「先是內官在外者無額皂隸時、或於所在有司畢詞求乞。自詔奏定名數、各處鎮守內官紛然陳乞、乃至有与一百名者、遂為定例云。」

(41) 方志遠「明代的鎮守中官制度」『文史』第四十輯一九九四年

(42) 『明世宗實錄』卷十三、嘉靖元年四月壬午「戶部上言、廣東看守

珠池內臣前已奉詔旨、不許干預廉瓊高雷地方。今太監安川乃復齎緣、

佞奉兼管地方事、屬欺罔。乞申前令、管市舶守珠池者、各專職任俱不許干地方事務、上是之。」

(43) 寧波爭貢事件については、佐久間重男『日明關係史の研究』吉川

弘文館一九九四年、第一編第三章 明代中期の對外政策の推移と日中關係 および同書 第二編第三章 王直と徐海 を参考にした。

(44) 『殊域周咨錄』卷一 東夷 日本國

「兵部尚書李越疏曰、此地內官緣為提督市舶司而設、比与辺方腹裏鎮守守備內臣專為地方者不同。即令沿海督兵禦寇、自有海道副使与備倭都指揮使分理於下、又有鎮守太監与巡按御史提調於上、事体相因既久、沿海有警、俱可責成。若復又令市舶太監提督、誠恐政出多門、号令不一、必掣肘誤事。又況調官軍係朝廷威柄、遇有緊急、必須奏請定奪。」

(45) 『明世宗實錄』卷九十九 嘉靖八年三月甲子「兵部覆御史毛鳳韶疏、

：內臣外差太冗、如浙江福建有鎮守有提督市舶、浙江又有織造。上命如議、已兵部上所當裁革者：浙江提督市舶一員：得旨、俱依擬裁革監楮市舶事務、併于各鎮守太監兼理。」

(46) 『嘉靖廣東通志初稿』卷三十 珠池「巡撫都御史林富疏曰：若欲

查照浙江、福建事例、歸併給鎮守太監帶管、似亦相心。但兩處事情与他省不同、給鎮守太監住劄梧州、若番船到時、前詣廣東省城、或致久妨機務、所過地方且多煩擾、引惹番商、因而輒至軍門、不無有失大体。故臣愚以為不如令海道副使帶管之便也。」

(47) 『明世宗實錄』卷百二十七 嘉靖十年閏六月乙丑

「詔革鎮守浙江、兩廣、湖廣、福建、及分守獨石万全、守備永寧城內臣。」

(48) 『策彥和尚初渡集中』五月廿九日

「已刻。鎮守老公。自杭州來本府。午刻。差提拳司見示牌。牌云。欽差鎮守浙江等處地方兼管市舶事務御馬太監劉今照本鎮按察特派提拳魏璜。」

(49) 『策彥和尚再渡集上』

「嘉靖二十七年三月」十二日午時。上岸。謁海道老參。消四拜。次分巡消四拜。次分守消四拜。次都司有四拜。

(49) 〔嘉靖二十七年三月〕即刻。举各人貨物於知府面前。下官盤驗。正・副使以下居座・土官・十人衆・船頭・貨物次第検査了。盤驗之際。予及居座・土官以下在仮舎。』

(50) 海道副使とは、海道副使は提刑按察司の僉事（正五品）が任せられる事が多かったようだ。海防を経略し、水陸の官兵の訓練をし、料餉の管理を行った。海道副使は、洪武年間に猖獗した倭寇を斥けるために湯和が沿海部を巡視したことにはじまるという。当時は、あくまで軍事部門の一役職であった上に、臨時的な官であり、常設ではなかった。洪武三十年（一三九七年）以降、浙江においては、按察副使をして沿海部の諸事を司らせるようになったという。嘉靖年間（一五二二―一五六六年）に倭寇が再び猖獗するにいつたつて、広東、福建、浙江の沿海部の治安が維持できない状態になると、海道副使の官が置かれるようになり、制度として整備された。李慶新『明代海外貿易制度』社会科学文献出版社二〇〇七年、第三章、中期海外貿易転型「与広中事件」的誕生 二節海道副使主導貿易管理参照。

(51) 『策彦和尚初渡集上』

嘉靖二十七年三月十日条

「西。雨。暁出船。辰刻。著寧波府。午時晴。未刻。上岸。」

嘉靖二十七年三月十二日条

「天陰。猶含雨。午時。上岸。謁海道老爹。消四拜。次分巡消四拜。次分守消四拜。次都司有四拜。」

嘉靖二十七年三月十三日条

「天陰々。齋罷。廬・陳・周三通事。伝拏海道之贈。酒拾罈 家猪一牽 羊壹牽 米伍碩 計。即裁謝簡。」

嘉靖二十七年三月十七日

「：向知府前請拜。府辞而不受。唯有恒礼。次二府。次提挙子（司）。次三府。次四府。逐一講恒礼。少焉。挙短書。即刻。举各人貨物於知府面前。下官盤驗。」

嘉靖二十七年三月十七日

「：向知府前請拜。府辞而不受。唯有恒礼。次二府。次提挙子（司）。次三府。次四府。逐一講恒礼。少焉。挙短書。即刻。举各人貨物於知府面前。下官盤驗。」

嘉靖二十七年三月十七日

「福建市舶提挙司志」 賓貢には、琉球の使節が水埭澳水寨に到着し、閩安鎮（閩江の河口）などの巡検司をへて船が停泊したのち、

(52) 『福建市舶提挙司志』 賓貢には、琉球の使節が水埭澳水寨に到着し、閩安鎮（閩江の河口）などの巡検司をへて船が停泊したのち、

「察院行都布按三司、会委首領官三員、各領封皮。同提挙司掌印官帶領土通事并合用匠作人等、前去停泊夷船処、所訊問差來夷使、果係進貢、是の当取彼国符文、執照查驗、備抄明白、一面督令各匠就將本船艙、如法釘封。…」

とあつて、察院、都指揮使、布政使、按察使を元締めとして、市舶提挙使が方物の管理を行った。また、

「察院并都布按三司各先差人齋本赴北京」

とあるように、都へ使節の到着を知らせる際も、察院と三司がそれぞれ使いを出している。

(53) 『明世宗実録』 卷五百三十五嘉靖四十三年六月戊寅「添設広東海防僉事一員。広東旧設海道副使駐劄省城兼理市舶。会倭乱海道遂專備患潮、以市舶委之府県。」

(54) 『明世宗実録』 卷四百八十嘉靖三十九年正月丙子

「浙直視師右通政唐順之既陞任淮揚巡撫、乃條上海防善後事宜：浙福廣三省原設三市舶司所以收其利權而摻之於上、使奸民不得乘其便。今數者俱已廢壞、宜令諸路酌時修、舉一別人才文官、舉海道副使譚論等。」

(55) 『万曆大明会典』 卷十五州県

「浙江等処承宣布政使司 旧有市舶提挙司一、隆慶元年革」

福建等処承宣布政使司 旧有市舶提挙司、万曆八年裁革」

(56) 嘉靖後期の倭寇については、佐久間重男「王直と徐海」「中国嶺南海域の海寇と月港二十四将の反乱」「日明関係史の研究」吉川弘文館一九九二年を参照した。

(57) 楊三寿「万曆欽税金大興起止時間考」『雲南師範大学学报』二〇〇〇年九月第三二卷第五期

(58) 『明史』 卷八十一 食貨五坑冶

「坑冶之課、金銀、銅鉄、鉛汞、硃砂、青緑、而金銀鉞最為民害。」

(59) 『明史』 卷八十一 食貨五坑冶

「然福建尤溪銀屏山銀場局爐冶四十二座、始於洪武十九年。浙江温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

(60) 『明史』 卷八十一 食貨志卷五坑冶

温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

然福建尤溪銀屏山銀場局爐冶四十二座、始於洪武十九年。浙江

温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

然福建尤溪銀屏山銀場局爐冶四十二座、始於洪武十九年。浙江

温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

然福建尤溪銀屏山銀場局爐冶四十二座、始於洪武十九年。浙江

温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

然福建尤溪銀屏山銀場局爐冶四十二座、始於洪武十九年。浙江

温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

然福建尤溪銀屏山銀場局爐冶四十二座、始於洪武十九年。浙江

温処、麗水、平陽等七県、亦有場局。歲課皆二千余両。」

「永樂間、開陝西商渠鳳皇山銀坑八所。遣官湖廣、貴州採弁金銀課、復遣中官御史往覈之。又開福建浦城馬鞍等坑三所、設貴州太平洋、交趾宜光鎮金場局、葛容溪銀糸局、雲南大理銀冶。其不產金銀者、亦屢有革罷。」

(61) 『廿二史劄記』卷三十五 万曆中鉅稅之害

「帝即命中官与其人偕往。蓋二十四年始。其後又於通都大邑增設稅監、故鉅、稅兩監遍天下。」

(62) 『明史』卷八十一 食貨五 商稅

「…始開鉅增稅、而天津店租、廣州珠權、兩淮余塩、京口供用、浙江市舶、成都塩茶、重慶名木、湖口、長江船稅、荊州店稅、宝坻魚葦及門攤商稅、油布雜稅、中官遍天下、非領稅即領鉅、驅脅官吏、努脛剖焉。」

權稅之使、自二十六年千戶趙承勛奏請始。其後高宗於京口、暨祿於儀真、劉成於浙、李鳳於廣州、陳奉於荊州：或徵市舶、或徵店稅、或專領稅務、或兼領開採。」

(63) 『明史』卷八十一 食貨志卷五 坑冶

「万曆二十四年、張位秉政、前衛千戶仲春請開鉅、位不能止。開採之端啓、廢弁白望獻鉅峒者日至、於是無地不開。中使四出昌平則王忠、(略) 福建則高宗…。」

(64) 『明神宗實錄』卷三百三十万曆二十七年正月丁酉

「遣内官高宗徵稅於京口關、暨祿徵稅於儀真。」

同書、卷三百三十一 万曆二十七年二月戊辰

(65) 『明神宗實錄』卷三百三十一 万曆二十七年二月壬子

「以百戶張宗仁復置浙江市舶、遣内官劉成徵收稅課。戊午以千戶陳保奏、遣内官李鳳開採雷州等処珠池兼市舶司稅課。」

(66) 『明神宗實錄』卷三百三十一 万曆二十七年二月戊辰

「設市舶于福建、遣内監高宗管鉅務。」

(67) 『明神宗實錄』卷三百三十一 万曆二十七年二月壬子

「以百戶張宗仁復置浙江市舶、遣内臣劉成徵收稅課。」

(68) 檀上寬 『明代海禁』朝貢システムと華夷秩序 第一章 明初の海

禁と朝貢—明朝專制支配の理解に寄せて—京都大学学術出版二〇一三年

(69) 鄭樑生 『明・日關係史の研究』雄山閣出版一九八五年、第五章明と秀吉との關係 第二節秀吉の對外遣使

(70) 小葉田淳 『明代漳泉人の海外通商發展』『東亞論叢』第四輯 東京文求堂印行 一九四一年

(71) 福建の交易については、佐久間重男 『日明關係史の研究』吉川弘文館 一九九四年、終論、明・清時代の東アジアの對外關係を参照。

(72) 『神宗實錄』万曆二十七年二月壬子

「以百戶張宗仁奏、復置浙江市舶、遣内監劉成、徵收稅課。」

(73) 『明神宗實錄』卷三百六十五 万曆二十九年十一月壬戌

「是月更蘇常四府稅監孫隆以劉成代之。」

(74) 『明史』卷八十二 食貨六 織造

「明制、兩京織染、内外皆置局。内局以応上供、外局以備公用。南京有神帛堂、供応機房、蘇、杭等府亦各有織局、歲造有定數。…天順四年遣中官往蘇、松、杭、嘉、湖五府、於常額外、增造綵緞七千匹。」

(75) 『明神宗實錄』卷四百四十五 万曆三十六年四月丙子

「工科給事中孫善繼言、太監劉成提督織造則織造其專責也。至于浙直塩課、自有巡塩御史督理成、何人斯乃敢越俎？」

(76) 永樂・宣德以降の朝貢貿易の状況については、檀上寬 『明代海禁の実像—海禁』朝貢システムの創設とその展開— 『明代海禁』朝貢システムと華夷秩序 京都大学学術出版会二〇一三年を参照。

(77) 広東における抽分の実施については、岩井茂樹 『十六世紀中国における交易秩序の模索—互市の現状とその認識—』『中国近世社会の秩序形成』二〇〇四年京都大学人文研究所

(78) 『明神宗實錄』卷三百四十 万曆二十七年十月庚寅

「命浙江稅監劉成、福建稅監高宗会同撫按查理塩場積銀、其徐州沿江船料等項。」

(79) 『東西洋考』卷八 稅璫考

「自後每歲輒至、既建委官署於港口、亦更設於圭嶼；既開稅府於邑中、又更建於三郡。要以闡出入、広搜捕。」

(80) 『東西洋考』卷七餉稅考

「原給引時、商船量報樑頭登引、而本海道發印信官單一本發与商人。以備登報各船貨物、通送掣驗。如所報有差錯、船沒官；物貨斤數不同、貨沒官。此厲禁也。重以道印册互嚴崇也。誰敢犯之。(略)邇因内監套官单付餉館書吏、命各商先替草单、吏書從中任其加增、商欲不減報貨物不可得者、是穢叢也。」

(81) 高宗が原因となつて引き起こされた民変については、奈良修一「明末福建省の高宗に対する民変について」、『山根幸夫教授退休記念』汲古書院一九九〇年に詳しい。

(82) 『万曆広東通志』卷六十九、番夷、丈量

「自万曆二十七年後皆内監李權使專之。雖丈佑不得主哉矣。」

(83) 『明留台奏議』卷十四參粵瑠勾夷疏 朱吾弼

「李鳳公署扁字、擅改聖旨之賜、朱其戶壁、僭疑王者之居、而堂題華夷貢賦、移然若九重尊嚴矣。」

(84) 『万曆広東通志』

「近年撥解稅監銀數附載、二十七年閏四月撥市舶等稅銀四万零八兩内、市舶司稅銀二万六千兩。」

(85) これら李鳳の行動に関しては、湯開建「明朱吾弼「參粵瑠勾夷」中の澳門史料」(後に『明代澳門史論稿 下卷』第十六章万曆中期

広東稅監李鳳与澳門關係―以朱吾弼『參粵瑠勾夷』為忠黑龍江教育出版社二〇一二に再録。)に詳しく分析されており、ここでは割愛する。

(86) 楊三寿「万曆鉞稅大興起止時間考」、『雲南師範大學學報』第三十二卷第五期二〇〇〇年

(87) 『築彥和尚初渡集 中』嘉靖十八年九月二十九日

「前度進貢了庵和上正使之時。大監迎候相伴。今以大監不來。三府・提拳司代而迎伴。是以呈短疏於三司・御史詰非旧規。謹呈為日衆設筵宴之辰。大監・三司諸大老大人列于其座而光伴。是照依旧例者也。今次筵宴殆欠此規則。弊邦雖徧小。生等悠持使節來。豈忍

辱吾王乎。不如随例如法施行。」